

○青木村空き家情報登録制度実施要綱

平成 26 年 12 月 24 日

告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き家情報登録制度について必要な事項を定めることにより、村内における空き家を有効活用し、村民と都市住民等との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が専ら自己の居住の用に供するため村の区域内に建築した建物であって、現に居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)及びその敷地をいう。ただし、村長が特に認めるもの以外は、事業の用に供することを目的とするものを除く。

(2) 物件所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。

(3) 空き家希望者 村内へ定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家の利用を希望する個人をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、この要綱以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(業務)

第 4 条 村長は、この要綱において、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第 5 条第 2 項の規定による登録を受けた物件所有者が売却又は賃貸を希望する空き家の情報を第 8 条第 2 項の登録を受けた空き家希望者へ提供する業務

(2) 空き家情報登録制度の利用の拡大に関する業務

(3) 空き家希望者が空き家へ移住又は定期的に滞在することに関して支援する業務

2 前項の規定にかかわらず、村長は、空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関するトラブルについては、一切これに関与しないものとする。

(空き家の登録等)

第 5 条 空き家の売却又は賃貸を希望する物件所有者は、空き家情報登録申込書(様式第 1 号)及び空き家情報登録カード(様式第 2 号。以下「登録カード」という。)に同意書(様式第 3 号)を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、空き家情報登録台帳に登録するとともに、空き家情報登録完了書(様式第 4 号)により当該物件所有者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、この要綱によることが適当と認めるものは、当該物件所有者に対して、その登録を勧めることができる。

(空き家の登録の抹消)

第 6 条 村長は、空き家情報登録台帳に登録した日から 2 年を経過した空き家については、当該台帳における登録を抹消するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、前条第 2 項の規定による登録を受けた物件所有者(以下「登録物件所有者」という。)から、権利の移転その他の事由により空き家情報登録台帳における登録抹消の申し出があったときは、当該台帳から登録を抹消するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、村長は、空き家情報登録台帳へ登録しておくことが適当でないと認める空き家については、当該台帳における登録を抹消することができる。この場合において、村長は、直ちに空き家情報抹消通知書(様式第5号)によりその旨を、登録物件所有者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第7条 登録物件所有者は、空き家情報登録台帳に登録された事項(権利に関する事項を除く。)に変更があったときは、空き家情報登録変更届書(様式第6号)にその変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(情報提供及び利用登録)

第8条 空き家に関する情報提供を受けようとする空き家希望者は、空き家情報利用登録申込書(様式第7号)に誓約書(様式第8号)を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは空き家情報利用登録台帳に登録するとともに、空き家情報利用登録完了書(様式第9号)により当該空き家希望者に通知するものとする。

(利用登録の抹消)

第9条 村長は、空き家情報利用登録台帳に登録した日から2年を経過した前条第2項の規定による登録を受けた空き家希望者(以下「登録空き家希望者」という。)については、当該台帳における登録を抹消するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、登録空き家希望者から空き家情報利用登録台帳における登録抹消の申し出があったときは、当該台帳における登録を抹消するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、村長は、登録空き家希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報利用登録台帳における登録を抹消することができる。この場合において、村長は、直ちに空き家情報利用登録抹消通知書(様式第10号)によりその旨を、登録空き家希望者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) その他村長が適当でないと認めたとき。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第10条 登録空き家希望者は、空き家情報利用登録台帳に登録された事項に変更があったときは、空き家情報利用登録変更届書(様式第11号)を村長に届け出なければならない。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 登録空き家希望者が交渉を希望する登録物件のあるときは、空き家情報物件交渉申込書(様式第12号)に希望物件の番号その他必要な事項を記入し、村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項の規定により申込みのあった場合は、当該登録物件所有者へその旨を通知するものとする。この場合において、第12条の規定による当該登録物件所有者の空き家の売買又は賃借の代理又は仲介(以下「仲介等」という。)を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録物件所有者又は仲介等を行う者は、遅滞なく当該登録空き家希望者と交渉し、村長へその交渉内容を報告するものとする。

(登録物件所有者と登録空き家希望者の交渉等)

第12条 村長は、仲介等を業とする者であって、登録物件所有者と登録空き家希望者との交渉を円滑に行うための幅広い知識を有すると認めるものと、仲介等に関する協定を締結するものとする。

2 登録物件所有者は、登録空き家希望者との仲介等を希望するときは、前項の規定により村長と協定を結ぶ者に、村長を通じて依頼するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 登録物件所有者と登録空き家希望者は、空き家情報登録制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の前においても、第12条第1項の規定による仲介等に関する協定は締結することができるものとする。